

令和2年度（2020年度）大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内 (特定不妊治療費助成事業)

◎不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

子どもの出生を希望しているにもかかわらず特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断されている法律上の婚姻をしている夫婦に対して大阪市指定の医療機関で特定不妊治療に要した費用を次のとおり助成する事業です。

助成金の支給にはいくつかの要件を満たす必要があります。書類をそろえて申請しても要件を満たさないために助成が受けられなかったということがないよう、この案内をよくお読みいただき、要件を確認してから書類の入手を行うようにしてください。

1. 対象となる治療方法

特定不妊治療。(特定不妊治療とは不妊治療のうち、「体外受精及び顕微授精」を言います)

ただし、卵胞が発育しない場合など、採卵に至らなかった場合、以前採卵し凍結していた胚を移植する治療を、体調不良等により中断された場合は除きます。

※この事業は保険診療と保険外診療を組み合わせることを認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものです。

2. 対象者の条件

次の①～⑦の全てに当てはまる方が対象になります。

- ① 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること
- ② 大阪市長が指定する医療機関で特定不妊治療を受けたこと（治療が終了していること）
- ③ 次に挙げる治療法ではないこと
 - (ア) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - (イ) 代理母（夫の精子と妻以外の卵子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠、出産してもらい、その子どもを当該夫婦の子どもとするもの）
 - (ウ) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して当該第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- ④ 申請時点（保健福祉センターに申請書等を提出する日）で大阪市内に住所を有していること
- ⑤ 治療開始時点から法律上の婚姻をされているご夫婦
- ⑥ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満の方
- ⑦ 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満（年収から所得控除額等を差し引いた金額）

所得額は、下記の表を用いて、 $A - (B + C)$ の計算をおこなってください。

額名	夫の所得	妻の所得
A 総所得金額		
＝年間収入金額－必要経費（給与控除額等）	円	円
B 社会保険料等相当額	80000円	80000円
C 控除額計		
下記のA～カまでの合計で該当する場合のみ	円	円
↑ ア 雑損控除	円	円
イ 医療費控除	円	円
ウ 小規模企業等共済等掛金控除	円	円
エ 障害者控除 (一人あたり27万円)	円	円
オ 特別障害者控除 (一人あたり40万円)	円	円
カ 勤労学生控除 (一人あたり27万円)	円	円
上記AからB及びCを引いた額が所得額です。	D 円	E 円

★上記①～⑥に加えて、先の表で算出した夫D+妻Eの合計金額が730万円未満であれば、助成対象となります。

3. 助成の額及び期間

1回の治療につき、治療ステージA・B・D・Eの場合は上限15万円（初めて助成を受ける治療に限り上限30万円）、治療ステージC・Fの場合は、上限7.5万円になります。また、特定不妊治療のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合、上限15万円（初めて助成を受ける治療に限り上限30万円 ※平成31年（2019年）4月1日以降に実施した男性不妊治療について適用）になります。（治療ステージCを除く）

初めて助成を受ける治療の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の方は通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は通算3回まで助成します。1年度内での回数制限はありません。ただし、平成25年度（2013年度）以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度（2015年度）までに通算5年間助成を受けている場合には、助成対象外になります。複数回の治療を受けた場合、「治療終了日」の早い順で承認されます。初回（1回目）として助成を受けた治療よりも前に終了していた治療を、後から承認することはできませんので、申請にはご注意ください。

※通算回数には、令和元年度（2019年度）までの助成回数も含まれます。

4. 申請方法

- ① 申請窓口 お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
- ② 申請期限

治療が終了した日の属する年度の、翌年度4月末日（大阪市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日である場合は、その日以前の直近の市の休日でない日）までに、6. 必要書類に定める書類を提出してください。

※申請期限を過ぎての申請受付はいたしませんので、ご注意ください。

治療が終了した日とは、妊娠判定を行ったとき。（もしくは、医学的見地より医師の判断で治療を中断したとき）

- ・妊娠判定後の治療（流産の予防など）は、助成の対象となりません。
- ・採卵に至らず治療を中断した場合は、助成の対象となりません。（採卵を試みた結果、卵子を採取できなかった場合は、助成対象）
- ・以前採卵した凍結胚を用い、移植をおこなおうとしていて体調不良等により治療を中断した場合は、助成の対象とはなりません。

5. 助成金の支給決定、及び方法

申請内容に基づき審査を行い助成の可否を決定します。（助成の可否及び金額については、申請日より概ね2か月後に承認決定通知書又は不承認決定通知書を郵送いたします。）助成が承認された場合は申請書記載の口座に振り込みます。申請から振り込みまでは、概ね3か月程度かかります。平成16年度（2004年度）以降に大阪市内に転居された方については、転居前に助成を受けているかの照会が必要なため、さらに時間がかかる場合があります。

6. 必要書類 ※同時に複数回分申請される場合は、下記の③～⑥については、1部のみ提出で構いません。

- ① 大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書
申請書の裏面の注意書きをよく読んで、記入・押印してください。
- ② 大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（医療機関発行のもの）
治療が終了してから受診した医療機関で作成してもらい提出してください。
※この受診等証明書の作成には各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
- ③ 大阪市内に住所を有している証明
住民票（世帯主・続柄が明記された個人番号の記載がないもの、夫婦おふたりの記載があるもの）
※発行日より3か月以内のもの ※コピー不可（原本をご提出ください）
- ④ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証する書類
戸籍抄本等 ※発行日より3か月以内のもの ※コピー不可（原本をご提出ください）
※③の住民票（世帯主・続柄が記載されたもの）で証明できる場合は、不要です。ただし、通算1回目の申請をする方（過去に助成を受けたことがない方）については、治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であることを確認するため、戸籍抄本（原本）の添付が必須となります。

⑥ 夫及び妻の所得額を証明する書類

ア) 市民税・府民税証明書 イ) 市民税・府民税特別徴収税額の通知書 ウ) 市民税・府民税納税通知書の課税明細書
上記ア)～ウ)のいずれかを提出してください。 ※申請には原本をご持参ください。

6月1日～12月31日までの申請の場合は前年分、1月1日～5月31日までの申請の場合は前々年分の所得証明が必要で、上記の3つの書類には、その表記年度の前年分の所得額が記載されていますので、次の例を参考に所得証明書類を添付してください。

(例)

申請日が、令和2年(2020年)1月～令和2年5月までの場合	⇒	令和元年度(2019年度)市民税・府民税の証明書類 ※平成30年(2018年)1月～12月分の所得が記載
申請日が、令和2年(2020年)年6月～12月までの場合 申請日が、令和3年(2021年)1月～5月までの場合	⇒	令和2年度(2020年度)市民税・府民税の証明書類 ※令和元年(2019年)1月～12月分の所得が記載

⑥ 医療機関発行の領収書の原本

②の証明書に記載された領収金額のうち、助成申請金額以上の、領収書原本をご持参ください。

医療控除等で原本が必要な方は、申請窓口でお申し出されれば原本照合の上、返却します。

⑦ 助成金振込先指定口座が確認できる通帳・キャッシュカードの写し等(任意:申請者の口座に限る)

※①②については、指定医療機関または各区保健福祉センター本市ホームページにあります。⑥⑦については、原本が必要な方は、申請窓口でお申し出いただければ、保健福祉センターでコピーをし、原本照合した上で返却します。

7. 指定医療機関について

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関一覧

大阪市内の指定医療機関一覧 令和2年(2020年)1月1日現在

No.	名称	所在地	TEL(内線)	
			FAX	
1	医療法人 一樹会 大阪NewARTクリニック	〒530-0001 大阪市北区梅田2-6-20 パシフィックマークス西梅田10F	06-6341-1556	
			06-6341-1557	
2	医療法人 聖誕会 うめだファミリークリニック	〒531-0072 大阪市北区豊崎3-17-6	06-6371-0363	
			06-6372-0585	
3	医療法人 越田クリニック	〒530-0017 大阪市北区角田町1-12	06-6316-6090	
			06-6316-6088	
4	医療法人 愛生会 扇町ARTレディースクリニック	〒530-0026 大阪市北区神山町1-7 アパネックス神山町ビル5F	06-6311-2511	
			06-6311-2531	
5	リプロダクションクリニック大阪	〒530-0011 大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA 15階	06-6136-3344	
			06-6136-3995	
6	医療法人 三慧会 HORACグランフロント大阪クリニック	〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 15階	06-6377-8824	
			06-6377-8834	
7	小林産婦人科	〒534-0014 大阪市都島区都島北通1-14-24	06-6924-0934	
			06-6924-0944	
8	医療法人 西恵会 西川婦人科内科クリニック	〒541-0051 大阪市中央区備後町4-1-3 御堂筋三井ビル1階	06-6231-6335	
			06-6201-4637	
9	レディースクリニック北浜	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1-7-3ザ・北浜プラザ3F	06-6202-8739	
			06-6202-8801	
10	医療法人 正育会 春木レディースクリニック	〒542-0081 大阪市中央区南船場3-12-9 心斎橋プラザビル東館8F	06-6281-3788	
			06-6281-3787	
11	ウイメンズクリニック本町	〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町3-6-1 本町南ガーデンシティ8階	06-6251-8686	
			06-6251-8687	
12	IVFなんばクリニック	〒550-0015 大阪市西区南堀江1-17-28	06-6534-8824	
			06-6534-8876	
13	医療法人 脇本産婦人科	〒543-0012 大阪市天王寺区空堀町1-19	06-6761-5537	
			06-6761-9713	
14	レディースクリニックかたかみ	〒532-0011 大阪市淀川区西中島1-11-23ユニティ北川口1階	06-6100-2525	
			06-6100-2526	
15	大阪鉄道病院	〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町1-2-22	06-6628-2221(2240)	
			06-6628-2237	
16	岡本クリニック	〒558-0004 大阪市住吉区長居東3-4-28	06-6696-0201	
			06-6696-5545	
17	大阪急性期・総合医療センター	〒558-8558 大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	
			-	
18	医療法人 オーク会 オーク住吉産婦人科	〒557-0045 大阪市西成区玉出西2-7-9	06-4398-1000	
			06-4398-0800	

※大阪市以外の医療機関については、所在する都道府県・指定都市・中核市において指定を受けている場合対象となります。詳しくは、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kikan/index.html>)でご確認ください。

8. 男性不妊治療について

特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合に、上限 15 万円（初めて助成を受ける治療に限り上限 30 万円 ※平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降に実施した男性不妊治療について適用）まで助成します。（治療ステージ C を除く）

本医療費について単独での助成申請は原則できません。特定不妊治療助成の申請と同時に申請することが必要です。ただし、主治医の治療方針に基づき採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療を終了した場合に限り、男性不妊治療単独での助成の対象とします。その場合、特定不妊治療費助成の通算回数として 1 回として数えます。

9. よくあるお問い合わせ

Q1、転居した場合、助成回数の数え方はどのようになりますか？

A1、ご夫婦での通算回数なので、転居前と転居後も含んだ回数となります。

Q2、43 歳未満で助成を受けたことがある場合、通算助成回数を超えない範囲であれば 43 歳以上でも、助成を受けることは可能ですか？

A2、助成を受けた回数が通算助成回数に満たない場合であっても、43 歳以降に開始した治療に関しては、助成対象となりません。

Q3、申請書や受診等証明書の様式はどこにありますか？

A3、各区保健福祉センター、大阪市内の指定医療機関に置いてあります。また大阪市ホームページでもダウンロードしていただけます。

10. 問合せ先について

お住まいの区役所保健福祉センター保健業務担当まで

保健福祉センター所在地（保健業務担当）

区名	所在地		局番	保健業務担当	区名	所在地		局番	保健業務担当
北	530-8401	北区扇町2-1-27	06-6313-	9882	東淀川	533-8501	東淀川区豊新2-1-4	06-4809-	9882
都島	534-0027	都島区中野町5-15-21(分館)	06-6882-	9882	東成	537-8501	東成区大今里西2-8-4	06-6977-	9882
福島	553-8501	福島区大開1-8-1	06-6464-	9882	生野	544-8501	生野区勝山南3-1-19	06-6715-	9882
此花	554-8501	此花区春日出北1-8-4	06-6466-	9882	旭	535-8501	旭区大宮1-1-17	06-6957-	9882
中央	541-8518	中央区久太郎町1-2-27	06-6267-	9882	城東	536-8510	城東区中央3-5-45	06-6930-	9882
西	550-8501	西区新町4-5-14	06-6532-	9882	鶴見	538-8510	鶴見区横堤5-4-19	06-6915-	9882
港	552-8510	港区市岡1-15-25	06-6576-	9882	阿倍野	545-8501	阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-	9882
大正	551-8501	大正区千島2-7-95	06-4394-	9882	住之江	559-8601	住之江区御崎3-1-17	06-6682-	9882
天王寺	543-8501	天王寺区真法院町20-33	06-6774-	9882	住吉	558-8501	住吉区南住吉3-15-55	06-6694-	9882
浪速	556-8501	浪速区敷津東1-4-20	06-6647-	9882	東住吉	546-8501	東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-	9882
西淀川	555-8501	西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-	9882	平野	547-8580	平野区背戸口3-8-19	06-4302-	9882
淀川	532-8501	淀川区十三東2-3-3	06-6308-	9882	西成	557-8501	西成区岸里1-5-20	06-6659-	9882

出張所

東淀川区淡路出張所	533-0023	東淀川区東淡路4-15-1	06-6322-0101
-----------	----------	---------------	--------------

または、大阪市役所 こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）TEL：06-6208-9966

※大阪市のホームページにおいても、詳細をお伝えしております。

大阪市 不妊治療

検索



大阪市ホームページ
QRコード